

大阪市塾代助成事業参画事業者募集要項

大阪市こども青少年局

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供できるよう、学習・文化・スポーツに関する指導・教育を行う事業者が提供する学校外教育に利用できる塾代助成カードを交付する塾代助成事業において、本カードが利用できる教育事業者の登録を受け付けます。

1 本事業の概要

学習・文化・スポーツに関する指導・教育を行う事業者（教室型、訪問型、ネット型）が提供する学校外教育に利用できる塾代助成カードを交付します。

■交付の対象者

交付対象者のうち、交付申請を行い、大阪市が交付を決定した者に塾代助成カードを交付します。

対 象 要 件	対 象 生 徒 数
次の2点のいずれの要件も満たす者 (1) 大阪市内に居住している中学生を養育している者 (2) 中学生の養育者とその配偶者の令和元年(2019年)中の所得金額の合計が、大阪市が定める所得要件に該当する者	約30,100人

※令和3年10月分以降は、令和2年中の所得金額の合計により審査

■塾代助成カード

- 金 額 一人当たり月額1万円の使用を上限とします。
ただし、7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ有効期間を7月から8月までの2ヶ月間、12月から1月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限とします。
(例) 7月25日から8月10日に行われる夏期集中講座を受講(受講料 2万3千円)するため、7月分と8月分の2万円分を合わせて使用する。(受講料と使用上限との差額3千円は受講者の負担)
- 交付方法 塾代助成カードを郵送にて交付し、毎月指定期日に利用者のカードに1万円の利用分を設定します。(7月・8月分、12月・1月分は合わせて2万円分を設定します。)
- 形 態 ICカード(ICチップを搭載した電子式証票)

2 参画事業者の登録申請

大阪市塾代助成事業で使用する塾代助成カードを取り扱うには、大阪市塾代助成事業参画事業者(以下、「参画事業者」という。)の登録申請手続きが必要です。

■登録の条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- (1) 本事業の趣旨・目的に賛同し、中学生の学力向上ならびに心とからだの健全な発達に寄与する良質な学校外教育サービスを提供し、こどもを育成する取組みの一翼を担う意思と意欲を持った事業者であること
- (2) 塾代助成カードの不正使用の防止はもとより、本事業の適正な運営を担うとともに当該サービ

スの利用に際しての利用者の安全・安心を確保すること

(3) ①～③のいずれかの条件を満たす事業者であること

①教室型の場合

・特定の事業所に生徒を集め、集団または個別で指導を行う事業者であること

(例) 学習塾、文化教室、スポーツ教室等

②訪問型の場合

・登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行う事業者であること（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

(例) 家庭教師、出稽古等

③ネット型の場合

・特定の事業所に生徒を集めずに、インターネット接続を用いて指導を行う法人事業者であること（教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

・個人の専用 ID、パスワード等をもってサービス利用記録等を管理できること

(例) オンライン学習塾、オンライン家庭教師等

※ネット型の参画には、別途確認や調整等が必要となりますので、申請をお考えの際は事前に運営事務局までお問い合わせください。

(4) 教室型及び訪問型の事業者においては、原則として本市及び次の表の市区域内（以下、「本市等の区域内」という。）に教室または事業所を有し、ネット型においては、日本国内に事業所を有していること

大阪府	堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市
兵庫県	尼崎市

(5) 中学生を対象とする学校外教育サービスを有償で提供する民間の事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること

(6) 参画事業者登録以降も一定期間継続して学校外教育サービスの提供が見込まれる事業者であること（ただし、大阪市及び各区と業務委託契約等において別に定められた期間がある場合はそれに準ずる）

(7) 提供する学校外教育サービスが、次のいずれかに該当すること（ただし、教材を販売するのみの通信教育サービスは含まない）

①集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム

②文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると大阪市が認めるもの※

※②文化・スポーツの種目について

(例) 文化：音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど

スポーツ：器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど

(8) 学校外教育サービスを提供する対象者を、親族等の特定の個人に限定していないこと

(9) サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること

(10) 「7 塾代助成カードの有効性の確認」に定める方法により、塾代助成カードの利用生徒の本人確認が実施できること

- (11) 「1 4 塾代助成カード利用にかかる請求」に定めるいずれかの請求方法により、塾代助成カードの受付、請求事務等が実施できること
- (12) 次の書類等の管理が適切に行われていること
- ①教室型 名簿、出席・指導記録等の記録が整備され、生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること
 - ②訪問型 名簿、指導記録等の記録が整備され、生徒の指導履歴等の管理、事業者と教師等が締結する契約書等の管理が適切に行われていること
 - ③ネット型 生徒の情報が整備され、生徒の学習記録、サービス利用記録等の管理が適切に行われていること
- (13) 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること
- (14) 個人情報の保護について万全を期していること
- (15) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (16) 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと
- (17) 納税義務者にあつては、納税すべき税金を完納していること
- (18) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- (19) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (20) 公序良俗に反する活動をしていないこと
- (21) 大阪市塾代助成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること

■登録申請書類

- ・同一事業者で複数の教室を登録する場合や、複数の形態（教室型、訪問型、ネット型）のサービスを登録する場合は、それぞれ登録申請書類を提出してください。ただし、追加登録の場合は、①、②以外は提出不要です。

法人	①	大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請書（第13号様式）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類（運用様式第1号）
	③	法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可） 【発行後3ヶ月以内のもの】

任意団体	①	大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請書（第13号様式）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類（運用様式第1号）
	③	団体の規約等
	④	役員名簿
	⑤	直近の法人税納税証明書（その2） ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）

個人	①	大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請書（第13号様式）
	②	参画事業者登録申請書 補足書類（運用様式第1号）
	③	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）

※提出書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶすなど、判別できないようにしたうえで提出してください。

■提出方法等

- ・登録申請を行う場合は、次の送付先に登録申請書類を送付してください。

※提出書類には重要書類が含まれるため、簡易書留等配達確認がとれる方法で送付してください。

□送付先

〒530-8693

郵便事業株式会社 大阪北郵便局 私書箱435号

「大阪市塾代助成事業運営事務局」宛

■登録申請からサービス提供までの流れ

- ・**毎月15日（必着）までに**登録申請を行い、登録受理された場合は、**登録申請月の翌々月の利用分**から塾代助成カードを取り扱うことができます。

※登録申請書類に不備がある場合や別途調整が必要な場合などはこの限りではありません。

（例）4月15日（必着）までに登録申請を行った場合

5月15日頃 登録申請に対する通知書（受理、不受理）を送付します。

5月25日頃 参画事業者説明会を開催しますので必ず出席してください。

※説明会出席以降、6月利用分から塾代助成カードを取り扱うことができます。

■提出に関する注意事項

- ・提出書類の記入等に関する質問、相談は大阪市塾代助成事業運営事務局で対応します。
- ・提出された書類を確認し、審査を行います。提出書類に不備、不足等がある場合、審査に時間を要することがあるため、十分に確認のうえ提出してください。

・登録申請書類は、専用ホームページからダウンロードすることもできます。

専用ホームページ <https://www.juku-osaka.com/>

3 訪問等による調査の実施

■登録申請時の調査

大阪市は、登録申請書の受付後、登録申請書記載内容等の確認のため、事業者が学校外教育サービスを提供する場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

■登録後の調査

大阪市は必要に応じて、参画事業者に対して、利用者の学校外教育サービスの利用の状況、参画事

業者が利用者に提供している学校外教育サービスの内容の確認、また本事業の改善、効果の測定のため、参画事業者が学校外教育サービスを提供している場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

※本調査のため、大阪市は参画事業者に対して利用者の名簿、サービス申込書の控え、システムログなどの利用者のサービス利用記録（ネット型の場合）、本人確認実施の証跡（ネット型の場合）、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

※登録申請を行う事業者及び参画事業者は、本調査に協力しなければなりません。

4 参画事業者の登録

申請書類等により受理・不受理の決定を行い、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録（受理・不受理）決定通知書（第14号様式）」により通知するものとします。登録された参画事業者の情報は、利用者に周知する参画事業者リスト等に掲載します。

■登録を認めない場合

大阪市は、参画を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことができるものとします。

- (1) 登録申請書の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- (2) 登録申請書または申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- (3) 実施要綱、本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- (4) 実施要綱、本募集要項に定める条件を満たさないとき
- (5) 本募集要項「3 訪問調査の実施」に規定する調査実施に際し、「2 参画事業者の登録申請 ■登録の条件」を満たすことが確認できない場合や登録申請を行う事業者及び参画事業者（その関係者を含む）による以下の行為が確認されたとき
 - ・脅迫的言動、暴力行為、他人の名誉・信用に対する毀損行為
 - ・偽計または威力を用いた業務妨害行為
 - ・何らかの不当要求行為

■登録事項の変更届出等

- ・登録事項を変更する場合は、あらかじめ「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請内容変更届（第16号様式）」または「参画事業者登録申請書 補足書類変更届（運用様式第6号）」を提出してください。
- ・届出がなかったことにより、大阪市からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、大阪市からの通知、送付書類及び振込金等の受領に関し、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、参画事業者は自らの責任において解決するものとし、大阪市の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。
- ・参画事業者としての登録を抹消する場合は、あらかじめ「大阪市塾代助成事業参画事業者登録抹消届（第17号様式）」を提出してください。

■その他

- ・参画事業者としての登録は、大阪市が当該参画事業者の提供する学校外教育サービスの内容、安全性その他品質を保証したのではなく、参画事業者は利用者等に対して、大阪市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。
- ・大阪市が参画事業者としての登録を認めた教室型並びに訪問型の事業者には、「教室周知ステッカー（参画事業者様用）」（以下、ステッカー）を配布します。また、ステッカーは、参画事業者として登録されている間、その使用を認めます。

5 参画事業者の登録の取消

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、大阪市は参画事業者に対し「大阪市塾代助成事業参画事業者登録取消通知書（第15号様式）」をもって、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより大阪市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

- (1) 登録申請書（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項または「4 参画事業者の登録」に示す登録事項の変更届出等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき
- (2) 「2 参画事業者の登録申請」に定める登録の条件を満たさなくなったとき
- (3) 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、塾代助成カードによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- (4) 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、勧告、指示、命令、処分等を受け、大阪市が登録の取消しが相当と判断したとき
- (5) 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- (6) 「4 参画事業者の登録」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき
- (7) 「1.1 塾代助成カードの利用」に反し、大阪市に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき
- (8) 「1.6 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- (9) 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、大阪市が参画事業者として不適当と認めたとき
- (10) 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に大阪市から連絡ができないとき
- (11) 参画事業者が行う塾代助成カード利用にかかる請求に疑義があり、大阪市が参画事業者として不適当と認めたとき
- (12) 参画事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者への学校外教育サービス提供を行っているとき大阪市が判断したとき
- (13) 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「1.7 個人情報保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたと大阪市が判断したとき
- (14) 参画事業者が提供した学校外教育サービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき
- (16) 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて大阪市の信用を毀損し、または大阪市の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- (17) その他、実施要綱及び本募集要項に違反したとき

■登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消後、ただちに、参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者より塾代助成カードの利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6 参画事業者情報の公開

大阪市は、参画事業者の名称、登録教室名、教室所在地、連絡先、サービス内容、サービス費用等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

7 塾代助成カードの有効性の確認

- (1) 参画事業者は、利用者から塾代助成カードの提示を受ける際、善良な管理者の注意をもって、塾代助成カードの有効性を確認しなければなりません。
- (2) 塾代助成カードはカードに記載された利用者しか使用することができないため、参画事業者は、塾代助成カードの提示を受ける際には、利用者の氏名、顔写真を確認し、本人確認を行わなければなりません。(ネット型の参画事業者は、塾代助成カードと利用者本人が映った画像データ等により、利用者の本人確認を行わなければなりません。)
- (3) 参画事業者が、(1)の有効性の確認及び(2)の利用者の本人確認を行わずに、または確認が不十分であったことにより生じた損害、その他参画事業者の責に帰すべき事由により生じた損害は参画事業者の負担とします。
- (4) 塾代助成カードの偽造、変造、その他不正利用により生じた損害について、大阪市はこれを賠償する責を負いません。
- (5) (3)及び(4)に該当する場合、大阪市は「14 塾代助成カード利用にかかる請求」に定める参画事業者への支払いについて、支払いの留保または取消しをすることができるものとします。

8 塾代助成カードの無効及び利用者の資格喪失

大阪市は、塾代助成カードの偽造、複製、紛失、その他塾代助成カードの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定の塾代助成カードを無効にすることができるものとします。また、利用者が実施要綱に定める利用者の要件を満たさなくなった場合、大阪市は利用者としての資格を喪失させることができることとします。

9 塾代助成カードの偽造、変造への対処

- (1) 塾代助成カードの偽造、変造が発覚した場合、大阪市は参画事業者に書面にて連絡することとし、その書面到着以降、参画事業者はより厳重な注意をもって塾代助成カードを確認しなければなりません。
- (2) 参画事業者は塾代助成カードの偽造、変造を発見した場合、速やかに大阪市にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

10 塾代助成カードの様式等の変更

大阪市が塾代助成カードの様式を変更する場合には、大阪市は参画事業者に対し、新しい塾代助成カードが効力を生ずる1ヶ月以前に文書で通知するものとします。

11 塾代助成カードの利用

- (1) 参画事業者は、利用者から塾代助成カードの利用を求められた場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除いては、本募集要項及び参画事業者として登録された後に配布する「参画事業者の手引き」に従い、当該利用者を参画事業者の顧客として受け入れなければなりません。
- (2) 参画事業者は、利用者から塾代助成カードの利用を求められた場合、塾代助成カードに表示されている利用者の氏名、顔写真により、利用者本人であることを確認しなければなりません。(ネット型の参画事業者は、塾代助成カードと利用者本人が映った画像データ等により、利用者本人であることを確認しなければなりません。)

- (3) 参画事業者は、利用者から塾代助成カードの利用を求められた場合、「15 塾代助成カードの利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なく塾代助成カードの利用を拒否してはなりません。
- (4) 参画事業者は「15 塾代助成カードの利用の拒否」に定める理由で塾代助成カードの利用を拒否した場合、速やかに大阪市にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (5) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (6) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (7) 参画事業者が塾代助成カードを利用する生徒に提供する学校外教育サービスにかかる料金は、塾代助成カードを利用しない生徒に提供する学校外教育サービスにかかる料金と同一の設定である必要があり、塾代助成カードを利用する生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。
- (8) 参画事業者は、利用者から提示された塾代助成カードを原則として当日中に返却しなければなりません。

12 塾代助成カードの利用範囲

■塾代助成カードを利用できる費用

塾代助成カードを利用することができる費用は次の通りとします。

- (1) 入会金、入塾金、入塾テスト等学校外教育サービスの提供を受けるために初期に必要な費用
- (2) 受講料、月謝、その他学校外教育サービスの対価として支払う費用
- (3) 教材・教具、道具、ユニフォーム、制服等の費用で、学校外教育サービスを利用するために必要不可欠な物品等で参画事業者はその支払いを行うべき費用(利用者が提供を受ける学校外教育サービスの利用に付随しない物品等の費用及び参画事業者以外の事業者等に支払われる物品等の費用は含まない。)
- (4) その他、大阪市が認めた費用

■塾代助成カードを利用できない費用

次の費用に塾代助成カードを利用することはできません。

- (1) 参画事業者以外の事業者に支払うべき費用
- (2) 学校外教育サービスを利用するために必要でない物品の費用
- (3) 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、実施要綱または本募集要項が定める学校外教育サービス以外の費用
- (4) その他、大阪市が不相当と認める費用

13 塾代助成カードの利用期間

塾代助成カードの利用期間は、毎月、サービス提供月の前月16日からサービス提供月の翌月15日までとします。ただし、4月分の利用期間は4月1日から5月15日までとします。

塾代助成カードは、当該月に利用された学校外教育サービスの対価の支払いに使用できるものとします。

(例1) 6月分の利用期間 5月16日から7月15日まで

(例2) 7・8月分の利用期間 6月16日から9月15日まで

14 塾代助成カード利用にかかる請求

参画事業者は、次の手続きにより塾代助成カード利用にかかる請求を行うこととします。

■教室型(パソコンを使用する場合)

- (1) 参画事業者は、サービス提供月の前月16日からサービス提供月の翌月15日までに塾代助成カードを専用端末(※1)で読み取り、所有するパソコンにて、提供した学校外教育サービスの内容・費用、カード利用額等の受付内容を参画事業者用ページ(※2)にて登録します。
- (2) 参画事業者は、全ての利用者の塾代助成カードの受付処理を行った後、サービス提供月の翌月1日から15日までに参画事業者用ページにて請求確定処理を行います。(サービス提供月の翌月16日以降に請求確定処理を行うことはできません。)
- (3) 大阪市は、(2)で確定された請求内容が、不正な行為による利用でないこと等を確認します。
- (4) 大阪市は(3)により確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、サービス提供月の翌々月5日までに参画事業者に対して支払いを行います。(支払月が1月、5月の場合はサービス提供月の翌々月10日までの支払いとなります。)ただし、サービス提供月の翌月15日までに請求確定処理を行わなかった場合は、サービス提供月の翌々月25日までの支払いとなります。

※1 専用端末について

塾代助成カードの読み取りを行うためのICカードリーダーです。参画事業者には、登録決定後の参画事業者説明会にて無償貸与します。

※2 参画事業者用ページについて

本事業では、サービス利用の受付、カード利用にかかる請求等を、オンラインシステムにより行います。

■教室型(パソコンを使用しない場合)・訪問型

- (1) 参画事業者は、サービス提供月の前月16日からサービス提供月の翌月5日までに塾代助成カードに記載された利用者情報、提供した学校外教育サービスの内容・費用、カード利用額等を代行依頼書に記入し、運営事務局へFAX送信します。参画事業者はFAX送信後に運営事務局へ電話連絡を行い、利用受付処理を依頼します。(訪問型でサービス提供を行う参画事業者の場合、生徒に指導を行う教師等がカード利用額等を聴取してください。)
- (2) 運営事務局は、利用停止措置(※)を行い、参画事業者から送信された代行依頼書の情報に基づいて利用受付処理を行い、当月分の利用にかかる請求内容確認書をサービス提供月の翌月20日頃に参画事業者へ送付します。
- (3) 参画事業者は(2)で運営事務局から送付された請求内容確認書の内容を確認し、内容に誤りがある場合は、サービス提供月の翌月25日までに運営事務局へ連絡してください。(内容に誤りがない場合は、返送や連絡は不要です。)
- (4) 大阪市は(3)で送付した請求内容確認書の内容が、不正な行為による利用でないこと等を確認します。
- (5) 大阪市は(4)により確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、サービス提供月の翌々月25日までに参画事業者に対して支払いを行います。

※ 利用停止措置について

運営事務局が参画事業者の依頼に応じて利用受付処理を行う場合、通常7営業日程度の処理期間が掛かります。本停止措置は、当期間に利用者が他の教室で塾代助成カードを利用し、運営事務局での処理時に残高不足が生じる等のトラブルを防ぐためのものです。

■ネット型

- (1) 参画事業者は、画像データ等による本人確認後サービス提供月の前月 16 日からサービス提供月の翌月 14 日までに取得した塾代助成カードに記載されている利用者の情報及び提供した学校外教育サービスの内容・費用、カード利用額等を入力した利用受付データを作成し、参画事業者用ページ(※)にて、利用受付データの取込予約を行います。(サービス提供月の翌月 15 日以降に利用受付データの取込予約を行うことはできません。)
- (2) 参画事業者は、利用受付データの取込予約を行った翌日から取込結果の確認ができます。取込結果は参画事業者用ページにてサービス提供月の翌月 15 日までに確認してください。
- (3) 運営事務局は、参画事業者から送信された利用受付データの情報に基づいて請求確定処理を行います。参画事業者は当月分の利用にかかる請求内容確認書をサービス提供月の翌月 20 日頃に参画事業者用ページにて確認し、内容に誤りがある場合はサービス提供月の翌月 25 日までに運営事務局へ連絡してください。
- (4) 大阪市は(3)で請求された内容が、不正な行為による利用でないこと等を確認します。
- (5) 大阪市は(4)により確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、サービス提供月の翌々月 25 日までに参画事業者に対して支払いを行います。

※ 参画事業者用ページについて

本事業では、サービス利用の受付、カード利用にかかる請求等を、オンラインシステムにより行います。

■支払いの取消

大阪市は、参画事業者が次のいずれかに該当するときは、参画事業者に対し、塾代助成カード利用にかかる請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、参画事業者は、大阪市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- (1) 「17 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- (2) 「5 参画事業者の登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- (3) 参画事業者において塾代助成カードの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- (4) 参画事業者が行った塾代助成カード利用にかかる請求が正当なものでないとき、または請求内容確認書記載内容に不実不備があるとき
- (5) 「8 塾代助成カードの無効及び利用者の資格喪失」、「15 塾代助成カードの利用の拒否」に反して、利用者へ学校外教育サービスを提供し、塾代助成カードによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- (6) 参画事業者の事情により、利用者に対する学校外教育サービスの提供が困難になったとき
- (7) 「5 参画事業者の登録の取消」により参画事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へ学校外教育サービスを提供し、塾代助成カードによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- (8) その他、利用者への学校外教育サービスの提供が実施要綱及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

■支払いの留保

大阪市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、大阪市が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- (1) 参画事業者が行った塾代助成カード利用にかかる請求に疑義があると大阪市が判断したとき
- (2) 参画事業者が「5 参画事業者の登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると大阪市が認めたとき

- (3) 参画事業者が行った利用者への学校外教育サービス提供について、「14 塾代助成カード利用にかかる請求 ■支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると大阪市が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、大阪市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、大阪市は参画事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、大阪市は参画事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

15 塾代助成カードの利用の拒否

参画事業者は、次のいずれかに該当するときは、塾代助成カードの利用を拒否するとともに、直ちに大阪市に連絡し、大阪市の指示に従うものとします。

- (1) 利用者から提示された塾代助成カードによって利用者本人であることを確認することができなかったとき
- (2) 明らかに偽造、変造、模造と判断できる塾代助成カードの提示を受けたとき
- (3) 塾代助成カードを提示する者が明らかに不審であると思われたとき
- (4) その他塾代助成カードの利用等について不審があると思われたとき

16 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の大阪市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

17 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者への学校外教育サービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、大阪市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。
- (2) 個人情報を利用者へ学校外教育サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を大阪市に報告しなければなりません。
- (5) 大阪市は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を大阪市に報告しなければなりません。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、大阪市またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。

- (10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

18 利用者との紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、学校外教育サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、勧告、指示、命令、処分等を受けた場合、直ちにその旨を大阪市に報告しなければなりません。
- (3) 大阪市は、参画事業者に前項の事象等が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (4) 参画事業者は、(2)の事象等が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を大阪市に報告しなければなりません。
- (5) (4)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (6) 参画事業者は、学校外教育サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- (7) (1)及び(6)の場合、大阪市は一切の責任を負わないものとします。

19 損害賠償責任

参画事業者が実施要綱、本募集要項に違反した結果、利用者、大阪市またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

【お問い合わせ】

大阪市塾代助成事業運営事務局

TEL 06-6452-5273 (12:00~20:00)

(休業日:日曜日、祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日))

専用ホームページ ▶ <https://www.juku-osaka.com/>

(R03.04 Y2 632 -)